寄附金の損金算入に関する明細書		事業年度	法人名		
公益法人等以外の法人	の 提 今		公益法人	生の 埋 今	
安益 法 入 等 以 外 切 法 入 指 定 寄 附 金 等 の 金 都	To a second		公金法人	寺 00 场 百	円
支 (41の計) 出 特定公益増進法人等に対する寄附金額		損 支長期出	給付事業への制	東入利子額 25	
般 し (42の計) たその他の寄附金額	i 3	IN _{0.2}	】当事業年度に	適田される日	川表を
新 附 (1) + (2) + (3)	4		▼ヨザ来午及に ていますか。	- 週川 ひれいるか	内化也
金 ^金 完 全 支 配 関 係 が あ る の 法 人 に 対 す る 寄 附 金 縦		算金			
の 額 計 (4) + (5)	6	の額	計	28	
所 得 金 額 仮 計 金 (別表四「26の①」)	7	A	(25) + (26) + (2		
寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	所 有限	导 金 額 (別表四「26の①」)	仮 計 29	
入 同 上 の <u>2.5又は1.25</u> 相 当 額			・	「竺によれ、マ	10 10
期末の資本金等の額又は資本金の額及び 資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 (別表れ()「860分の)以は例まれ()「320分」「330分」)	_		設帰属所得の言 額及び資本準備		
額	は出	資金の額に分	貸借対照表に計	上されている	る総資
Ø (10) × 12			うちに恒久的施		
計 同 上 の 2.5 1,000 相 当 額 一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	[]		長簿価額の占め っていますか。	る割合を来し	ンで計
$((9) + (12)) \times \frac{1}{4}$	13				
⁻ 対金 宝 寸 算 客 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の <u>6.25</u> 相 当 額	14		〒 刊 → 乗 を 1 序 の 損 金 算 ラ 資額の年5.5%相当額のう	限度額33	
 (8) × 6.25 100 (8) × 6.25 100 (9) 末島(100 (100 (100<td>15</td><td></td><td>算 入 限 1)と(32)のうち多り</td><td></td><td></td>	15		算 入 限 1)と(32)のうち多り		
金額 のの		((31) と (指 定 寄	33) のうち多い金額 附 金 等	n A #5	
特計 特定公益增進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額別第 損((14)+(15))× 1/2	16		(41の計)	少 並 領 35	
定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)	17		・に 対 す る 寄 附 がある法人に対す		
f 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18	- (28)の寄附金額	のうち同上の寄附金り	外の寄附金額 0.5	
外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額	19	, ,	(28) - (36)	37	
(4) の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	20	損 同上のう	ち損金の額に算入。 (37) - (34) - (35)	されない金額 38	
損 同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9) 又は(13)) - (17) - (18) 金 国外関連者に対する寄附金額及び	21	金工用加明		₩ 今 姫 Ђ 78	
不 店等に対する内部寄附金額及の			連 者 に 対 す る 寄 関係がある法人に対 (36)		
第 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 入 (5)	23	入	<u>=</u> +		
額 計 (21) + (22) + (23)	24	額	(38) + (39)	40	
指定寄			する明	細	附 金 額
寄附した日寄附	先 告 3	F 番 号	寄附金の使	述 ""	41 E
	il				
特定公益増進法人若しくは認	定特定非営利活動法人等	に対する寄附金又			
客附した日又は支出した日 寄附先又は多	受託者 所	在 地	寄附金の使途又は認 公 益 信 託 の		42
					Р
	<u> </u>				
その他の寄附金のうち	特定公益信託(認定	特定公益信託	を除く。)に対する	ち支出金の明細	
支出した目 受 託	者 所	在 地	特定公益信託の	7 名称 支	出 金 額
					円
	1		I .		